

# 建築許可申請の流れ (羽曳野市・市街化調整区域)

建築指導課

太枠: 申請者行為

1. 事前協議書提出

2. 現場調査

3. 他法令許可等

関係課及び官公署への照会等

4. 課内調整会議

5. 事前協議意見書発行

敷地面積が300㎡未満又は  
予定建築物が1戸建て住宅1棟

敷地面積が300㎡以上で  
予定建築物が1戸建て住宅1棟以外

関係各課

6. 要綱協議書提出

6. 要綱協議書提出

7. 現場調査

8. 要綱協議意見書発行

8. 要綱協議意見書発行

9. 回答

9. 回答

10. 同意

11. 同意

(協定書締結)

12. 第43条許可申請書提出

(申請手数料納入)

13. 決裁 (他法令許可等照会・関係課合議)

14. 許可書交付

建築確認申請

都市計画法関係条文  
29条：開発行為の許可  
33条：技術基準  
34条：立地基準  
43条：建築等の制限